第13章 就労

障害者総合支援センター

〒338-0013　中央区鈴谷 7-5-7　TEL 859-7255　FAX 852-3272
syogaisha-sogo-sien@city.saitama.lg.jp

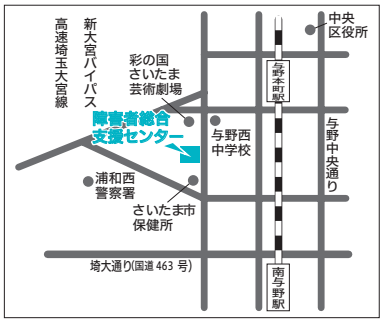

交通

【電車をご利用の場合】

JR 埼京線　与野本町駅（駅から徒歩 14 分）
　　または南与野駅（駅から徒歩 13 分）

【バスをご利用の場合】

JR 京浜東北線北浦和駅西口から運行
「鈴谷大かや前」（バス停から徒歩 2 分）または「浦和西警察署入口」（バス停から徒歩 4 分）
西武バス（3 番乗り場、大久保行き）
国際興業バス（2 番乗り場、さいたま新都心駅西口行き）

概要

障害のある方が地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関と連携しながら、障害のある方の就労支援、生活支援、授産施設等に対する支援、社会参加支援及び発達障害のある方の相談支援を総合的に展開しています。

管理係（総合受付）

TEL 859-7255　FAX 852-3272

(1)　障害のある方の自立した生活の支援及び社会参加の促進を目的として、障害のある方が地域生活をする上で必要なルールやマナーを身につけるための講座や講習会、社会参加のきっかけとなるような趣味・生きがいなどの講座や講習会などを開催します。

(2)　授産施設等に対して商品の開発、製造指導を行うとともに、販売ルートの拡大を図るなど、障害のある方の工賃の増加につながる支援を行います。

就労支援係

TEL 859-7266　FAX 852-3273

就職を希望する障害のある方の相談支援を行います。

(1)　就労の準備をしている方については、必要に応じ職場実習を実施しています。また、就労している方についても、必要に応じ職場定着支援としてジョブコーチ派遣事業、余暇活動支援として離職予防事業を行っています。

(2)　就労の場を拡大するため、雇用創出コーディネーターが企業開拓を行い、障害者雇用の促進を図っています。

相談機関

公共職業安定所（ハローワーク）

障害のある方の就職については、公共職業安定所に専門の係員がおり、障害状況、希望などを伺った上で適性を判断し、職業の斡旋から就職後のアフターケアまで一貫して行っています。

〈窓口〉※居住地によって異なります。

◆浦和公共職業安定所〈ハローワーク〉
（担当区：中央区・桜区・浦和区・南区・緑区）
〒330-0061　浦和区常盤 5-8-40　TEL 832-2461（部門コード 44 ＃）FAX 832-2497

◆大宮公共職業安定所〈ハローワーク〉
（担当区：西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区）
〒330-0852　大宮区大成町 1-525　TEL 667-8609（部門コード 44 ＃）FAX 651-0331

ジョブスポット大宮･岩槻（障害者就労支援事業）

市内にお住まいの方の職業相談と職業紹介をジョブスポット大宮・岩槻で行っています。
なお、予約制となっておりますので、事前にお申込みください。
障害福祉サービスを利用中の方は、現在利用中の事業所経由でお申込みください。

〈問合せ先〉さいたま市障害者総合支援センター　TEL 859-7266　FAX 852-3273

埼玉障害者職業センター

障害のある方の希望やニーズを踏まえて、就職や就業継続（復職）のための職業評価や職業相談を行っています。また、職場で求められるコミュニケーションや気分・行動のマネージメントのためのスキルの習得、作業遂行力の向上等職業準備性を整えるための職業準備支援、職場でのスムーズな適応を支援するジョブコーチ支援も実施しています。
これらの支援は、県内の公共職業安定所（ハローワーク）の他就労支援機関、福祉機関、医療機関等と連携のもと行っています。

〒338-0825　桜区下大久保 136-1　TEL 854-3222　FAX 854-3260

訓練機関

国立職業リハビリテーションセンター

国立障害者リハビリテーションセンターとの密接な連携のもとに障害のある方の職業的自立に必要な職業指導や職業訓練などを体系的に提供しています。職業評価にはじまり就職に至るまでの様々な援助を行うほか、職場にスムーズに適応できるようフォローアップも行います。詳しくはホームページをご覧ください。

〒359-0042　所沢市並木 4-2　TEL 04-2995-1711　FAX 04-2995-1052

埼玉県立職業能力開発センター

障害のある方が就職に必要な知識･技能や実践的な作業能力を身につけ、雇用の促進が図られるよう、地域の企業や NPO 法人、民間教育訓練機関等に委託して行う委託訓練（原則として 1 ～ 3 ヶ月）と施設内において知的障害者を対象としたサービス実務科（1 年）と、精神障害者等を対象とした職域開発科（6 ヶ月）の職業訓練を実施しています。詳しくはホームページをご覧ください。

〒331-0825　北区櫛引町 2-499-11　TEL 651-3122　FAX 651-3114

東京障害者職業能力開発校

障害のある方が、その能力に応じて技能と基礎知識を学び、就職を目指す施設です。寮の設備もあり、就職については公共職業安定所が斡旋します。詳しくはホームページをご覧ください。

〒187-0035　東京都小平市小川西町 2-34-1　TEL 042-341-1427　FAX 042-341-1451

〈窓口〉公共職業安定所〈ハローワーク〉（77 ページ参照）

埼玉盲人ホーム

施術所開業や就職を目指す、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師等の免許を持つ視覚障害者が、臨床技術等の指導を受けて患者の施術経験をつみ、技術の向上を図る施設です。詳しくはホームページをご覧ください。

〒330-0852　大宮区大成町 1-465　TEL 652-4824　FAX 652-9795

トライアル雇用

〈窓口〉公共職業安定所〈ハローワーク〉（77 ページ参照）

トライアル雇用は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者等を原則 3 か月間試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、期間の定めのない雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。労働者と企業がお互いを理解した上で無期雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。詳しくは、ホームページをご覧ください。

職場適応訓練（短期）

〈窓口〉公共職業安定所〈ハローワーク〉（77 ページ参照）

職場適応訓練は、実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にさせる目的で実施するものであり、訓練終了後は、その訓練を行った事業所に雇用してもらうことを期待して実施するものです。詳しくはホームページをご覧ください。

職業準備支援

〈窓口〉埼玉障害者職業センター職業準備支援室

〒336-0027　南区沼影 1-20-1　武蔵浦和大栄ビル 302 号室　TEL872-1300　FAX865-5356

就職又は職場適応に必要な職業上の課題の把握とその改善を図るための支援、職業に関する知識の習得のための支援、社会生活技能等の向上を図るための支援を行います。

求職中の障害のある方に対して、職業リハビリテーション計画に基づいて、センター内での作業支援、職業に関する知識を習得すための職業準備講習カリキュラム、精神障害のある方への対人技能等を向上させるための自立支援カリキュラム、発達障害のある方への社会生活技能や作業遂行力の向上を目的とした就労支援カリキュラムを提供しています。詳しくはホームページをご覧ください。

職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援

〈窓口〉埼玉障害者職業センター
〒338-0825　桜区下大久保 136-1　TEL 854-3222　FAX 854-3260

障害のある方が職場で能力を発揮できるように、また、障害のある方を雇用している（しようとする）事業主の方々に障害の特性や支援方法等を理解していただけるように、ジョブコーチが職場で雇用管理ノウハウをお伝えする等の個別支援を実施します。詳しくはホームページをご覧ください。

職場復帰支援（リワーク支援）

〈窓口〉埼玉障害者職業センターリワーク支援室
〒336-0027　南区沼影 1-20-1　武蔵浦和大栄ビル 303 号室　TEL 872-2100　FAX 865-5356

うつ病など精神障害により休職している方、休職者を雇用する事業所の方に、主治医の協力を得ながら職場復帰の支援を行っています。詳しくはホームページをご覧ください。

更生訓練費の支給（1 ページ欄外参照）

〈窓口〉各区役所支援課（3 ページ参照）

就労に向けた訓練を受けている障害のある方に対して、必要と認められる訓練のための経費及び通所のための経費を支給します。

◇対象者

さいたま市において支給決定を受け、次のいずれかに該当する方。

⑴　自立訓練又は就労移行支援を利用している方で、かつ、生活保護受給者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者

⑵　自立訓練又は就労移行支援利用者のうち、施設入所支援、又は共同生活援助を利用している方で、かつ、市町村民税非課税者で世帯収入が 80 万円以下のもの（世帯区分および世帯の収入状況は、障害福祉サービスに準ずる）

⑶　自立訓練又は就労移行支援利用者のうち、入所の措置又は入所の措置を委託された者で、利用者負担額の生じないもの

◇助成額

以下に定める金額と、実際に支払った額とを比較して少ない方の金額を助成します。

⑴　訓練のための経費：月額 3,150 円
（※就労移行支援事業のうち、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的とした支援を行っているもの：月額 14,800 円　）

⑵　通所のための経費：日額 280 円

◇申請に必要なもの

印鑑、振込先の口座がわかるもの

就職支度金の支給

〈窓口〉各区役所支援課（3ページ参照）

就労に向けた訓練を受けていた障害のある方が就職等により自立する場合に、就職等に必要な生活用品の購入費として就職支度金を支給します。

◇対象者

就労移行支援又は就労継続支援（A型・B型）を利用していて、就職等により自立する方

◇助成額

一律 36,000 円

◇申請に必要なもの

採用証明書等、印鑑、振込先の口座がわかるもの

◇申請時期

施設を退所する日まで

重度障害者等の就労支援

〈窓口〉障害福祉課　TEL 829-1305　FAX 829-1981

就労中の支援を必要とする重度障害者等に対し、日常生活に係る支援（食事、排せつ等の介助）を行います。

◇対象者

市内に1年以上在住し、かつ、就労している重度訪問介護、同行援護又は行動援護の利用者のうち、1週間の就労時間が10時間以上の方（1週間の就労時間が10時間未満の方であって、当該年度末までに10時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書において確認できる方を含む。）であって、次のいずれかに該当する方。

(1)　民間企業に雇用される方

(2)　自営業の方

◇申請に必要なもの

障害福祉サービス受給者証の写し、雇用契約書の写し（自営業の方については、自営業者であることを証する書類）、支援計画書（所定の様式）

お立寄りください ピアショップ

「ピアショップ」とは？

市内障害者施設の利用者・職員がパン、クッキー、手工芸品等の「ピアグッズ」を販売している場所です。「自主製品販売の機会創出」と「市民に対する障害者への理解と交流の促進」を目的としています。

販売場所

★日によって出店時間、出店施設が異なります。詳細はさいたま市ホームページでご確認ください。

ピアショップ西	西区役所	1F	市民ホール前
ピアショップ北	北区役所	1F	支援課横
ピアショップ大宮	大宮区役所	1F	多目的室前
ピアショップ見沼	見沼区役所	1F	社会福祉協議会横
ピアショップ中央	中央区役所	1F	入口階段脇
ピアショップ桜	桜区役所	1F	リフレッシュコーナー内
ピアショップ浦和	浦和区役所	1F	福祉課前
ピアショップ南	南区役所	4F	正面階段下
ピアショップ緑	緑区役所	1F	区民ホール内又はホール階段下
ピアショップ岩槻	岩槻区役所	3F	情報公開コーナー横
ピアショップあいぱれっと	子ども家庭総合センター	1F	正面入口付近
ピアショッププラザノース	プラザノース	1F	北区役所総合案内側の入り口前

《URL》http://www.city.saitama.jp/002/003/004/003/008/p001518.html

「さいたま市のピアショップパンフレット」
ピアショップの魅力を発信しています♪
区役所で配布中！
さいたま市のホームページでも見られます！

さいたま市　ピアショップ 検索

詳しくは，障害福祉課（Tel 829-1255　Fax 829-1981）へ

障がい者がつくるハートフルグッズが勢揃い！

サデコMONOがたり

障害のある方が作る製品のオンラインショップ「サデコ MONO がたり」をご利用ください。
デザイナーや職人の指導を受け製作した雑貨類、シェフの監修による商品、素材にこだわった商品などを取りそろえています。

商品例

アトリエ案樹

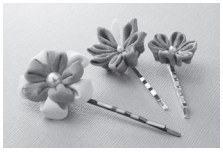

春里どんぐりの家

ぱらだいすかふぇ

風舎

すてあーず

ふくふく

ゆうの樹

埼玉福祉事業協会

アトリエ・モモ

ゆめの園アクト大宮

つみ喜

その他の商品など詳しくは、「サデコ MONO がたり」ホームページへ。

サデコ MONO がたり 検索

詳しくは、障害者総合支援センター（Tel 859-7255, Fax 852-3272）へ。